

近年、賃貸物件でテナント保険(レントーズ保険)の加入を義務づける大家・不動産が増えています。家財補償だけではない、テナント保険・Homeowners保険の補償とは? その一部の具体例をご紹介します。

1. Medical Payment (医療費) / Personal Liability(個人賠償責任)

《対人》

- ①家のトランポリンで子どもの友だちが怪我をした。
- ②冬、家の敷地内のドライブウェイが凍結していて来客がすべて転んだ。
- ③飼い犬が人を噛んで怪我をさせた。



※その他として、弊社ではあまり例がありませんが、Drug overdose(子どもの友達が手の届くところにあった処方箋を知らずに飲んで死亡するケース)や、Food poisoning(食中毒)、Drowning(溺死)などもよくあるクレームのようです。

《対物》

- ①ゴルフ場で、自分の打ったボールが民家の窓に当たり割れてしまった。
- ②子どもが自転車で、駐車中の他人の車両にぶつけてしまった。
- ③子どもが友だちの家で遊んでいた際、誤ってテレビ画面を破損してしまった。



このようなケースが事例として挙げられます。

2. 補償対象になる? ならない?

全てのクレームは、保険会社がケースバイケースで検証、調査致します。クレームの際、下記事項が主な要点となります。

- ①同居家族は対象外、その他対象外になる人も確認が必要。
- ②Medical Paymentは、過失の有無に関係なく上限額まで支払われる。
- ③Personal Liabilityで支払われるためにはNegligence(過失)があることが条件。
- ④州により補償内容は異なることもある。

借家に備え付けの電化製品(冷蔵庫、食洗機、Water Heater, エアコンなど)の調子が悪いなど感じたり、自宅で水漏れが発生した場合は、即大家さんにご相談されることをお勧め致します。状況が悪化し「報告を怠った」という理由で大家さんから修理・再購入費用を請求されることもありえます。特にWater Liability(水賠償責任補償)は、標準パッケージには含まれておりません。必要に応じ、特約をつけることをお勧めしております。必要と思われる方は、弊社までお見積りをご用命下さい。尚、ご契約者様のご契約内容により補償範囲が異なる旨、あらかじめご了承ください。

Drowning[ドウラウニング]

溺死

Slip and fall [スリップアンドフォール]

滑って転ぶ

☆ウェブ・リニューアルキャンペーン☆
実施中【締切】9/30/2016まで
Starbucks ギフトカード\$10分



ウェブサイト上「お問い合わせフォーム」からご連絡頂いたお客様の中から、抽選で5名様にプレゼント!!

お問い合わせフォームはコチラ↓
<http://www.lgisinc.com/japanese/contact-us/>
皆様のご応募、ご意見・ご感想もまだまだお待ちしております♪
尚、当選者のの発表は発送をもって代えさせていただきます。

9/15は中秋の名月。そして17日未明は、半影月食という、肉眼では月の輪郭がぼんやりする程度ですが、珍しい月食満月だそうです。今年は3回あったという半影月食満月。皆様は拝むことができましたか?



お見積りから保険に関するご質問など
お気軽にご相談下さい!



Loyalty Group Insurance Services, Inc. (LGIS)

3940 Olympic Blvd. Suite250 Erlanger, KY 41018
営業時間 月~金 8am-5pm EST (祝日除く)

お問い合わせ先

Phone: 877-LGISINC / 877-544-7462
Fax: 859-746-7817
E-mail: hoken@lgisinc.com
WWW.LGISINC.COM

